2017 年も残すところ１ヶ月余になりました。皆さん、いかがお過ごしですか？早いですね。今年後半のできごとを振り返って、12 月 6 日の今年最後の口頭弁論に向けてギアを上げていきましょう！

９月６日は、高浜 1,2 号機第５回・美浜３号機第３回の口頭弁論でした。この日は、若手弁護士を含む４人の弁護士が準備書面の要旨説明を行い、法廷に同席した原告・傍聴者は、力強い陳述に感動し、規制委員会の態度の理不尽さに怒りを新たにしました。まずは、そのご報告から。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】

9/6 雨ニモ負ケズ、名古屋地裁は市民であふれた高浜１・２号第５回＋美浜３号第３回口頭弁論

――――――――――――――――――――――――――――――■

9/6 午前 10 時、秋の雨がそぼ降る中、名古屋地裁に多くの原告・サポーターが集まりました。歌ありスピーチありで賑やかにプレ集会が始まりました。

午前は、高浜１・２号機訴訟の第５回口頭弁論でした。原告側からあらかじめ提出された５通の準備書面のうち、火山灰についての補充説明を林翔太弁護士が、基準地震動（総論）の書面について露木洋司弁護士が要旨説明しました。午後は、美浜３号機の第３回口頭弁論で、原告側の８通の準備書面のうち、甫守一樹弁護士が主に美浜原発の基準地震動の過小評価について、北村栄弁護団長が原発を取り巻く最近の情勢を新聞記事を元に陳述しました。

＜規制庁も認めた、「超」過小評価の火山灰濃度＞

原告側は前回期日に、火山が噴火したら降ってくるであろう灰の厚さや空気中濃度が過小評価されていると指摘しました。その後、規制庁の降下火砕物の影響評価に関する検討チームも、想定される中程度の噴火を前提としても、原発に到来する降下火砕物（火山灰）濃度が数 g/m3 になるとの意見をまとめ、規制委員会は７月に、そのとおりに火山灰の濃度想定を見直すことを決めたことを、林翔太弁護士が説明しました。

審査時に基準とされた火山灰の想定濃度エイヤヒャトラ氷河噴火（アイスランド）の観測値は、3.241mg/m3、つまり 0.003241ｇ/m3 です。これはとんでもなく過小です。セントヘレンズ火山噴火(アメリカのワシントン州)の観測値 33.4mg/m3、つまり 0.0334ｇ/m3 も小さ過ぎます。検討チームの会合で電気事業連合会は、高浜原発に 10cm 火山灰が積もるとすれば気中濃度は 1.4ｇ/m3、美浜原発なら 1.8ｇ/m3 と計算しました。もし 50cm 積もるなら、それぞれ 7ｇ/m3、9ｇ/m3 となります。この数 g/m3 という濃度は「常識的」であることが検討チームで確認されています。ということで、0.003241ｇ/m3 という数字が「超」過小評価であることを、検討チームも規制委員会も認めたわけです。

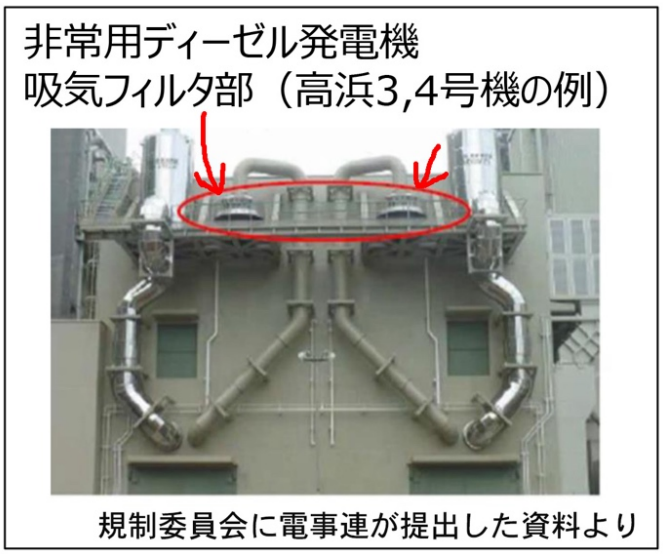

ところで、高浜・美浜の原発は、どれくらいの火山灰濃度なら非常用ディーゼル発電機のフィルターが耐えられることになっているのでしょう。高浜

も美浜も、電事連が公表した限界濃度（本来の製品の仕様書を無視して無理やり使った場合）ですら 1.6g/m3 です。つまり、10cm の火山灰なら高浜は 1.4g/m3 だからぎりぎり、美浜は 1.8g/m3 なので既にアウト！です。

しかも非常用のディーゼル発電機が常に２台ちゃんと働くことが規則で求められています。フィルタ交換中なので１台は運転できませんでは、２系統健全とはいえず、このような原発を運転させる訳には絶対いきません。

＜基準地震動
起こりうる最大の地震に備えるべきなのに！＞

原発を建てるとき、想定される最大の地震動にも耐えられるようにすると思いますよね。とんでもない！露木洋司弁護士の説明によると、基準地震動とは、一応科学的見地を踏まえるけれど、結局は経営判断で決めるそうです！以前は最大の地震動は 180 ガルとか 370 ガルという低い想定だったところ、阪神淡路大地震のあと数年かかってやっと 600 ガル、900 ガルと引き上げられました。ところが、この 10 年間に４つの原発で５回も、想定した基準地震動より大きい地震が起こったのです！地震動の想定が困難だとしても程があります。

基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」それぞれ計算して作ります。

このうち「震源を特定して策定する地震動」では、敷地に影響を与えうる地震の震源となる活断層を幾つか特定し、それぞれについて「応答スペクトル」（≒距離減衰式）に基づく評価と「断層モデル」を用いた評価を行い、それを元に揺れが更に強くなるよう条件を変えて計算しますが、甫守弁護士は、こうした過程を経て作られる基準地震動が、なぜ過小評価になるのかを具体的に指摘しました。

地震規模の算出に使う経験式も、過少評価となる入倉・三宅式をあえて採用していたり、不確かな部分を補うために、条件を厳しく設定する場合も、条件の重ね合わせをせず最も厳しい想定にしていないなど、基準地震動が大きくなるのを避けているのです。

結局、地震については科学的にわかっていないことが多いにも関わらず、不確実性に対する電力会社の認識は極めて甘く、規制委員会もこれを容認していることは大きな問題だと訴えました。

裁判の前のミニ集会や報告集会などの録画はホームページの「映像記録」からご覧いただけます。
当日のツイキャス配信も試みています。
https://twitcasting.tv/toold40nagoya

＜日本も世界も、脱原発に向かっている！＞

北村弁護団長は 2016 年 12 月から 2017 年７月までの新聞資料を元に、世界の動向が経費のかかる原発、特に老朽原発からほかのエネルギーにシフトしていること、日本では原発の事故が相次いでいるにも関わらず、再稼動・核燃料サイクルに向けて行政が血道をあげていることを批判しました。最後に、裁判所には、行政追随ではなく、

国民と子孫から賞賛される判断を期待すると締めくくりました。

＜脱原発を取り上げるメディアを応援しよう！＞

午後の法廷のあと、記者会見と報告集会を開きました。北村弁護団長が、いつもとは違ってメディアの参加者に質問しました。原発の問題を取り上げる良い記事を賞賛する視聴者からのコメントを届けるには、手紙・メール・電話などどの方法が良いかとの質問でした。メディアの参加者からは会社によって違うとの答えでしたが、やはり読者・視聴者からの反応が重要だということがわかりました。良いメディアを応援しましょう！

また、報告集会では、甫守弁護士が、法廷で使用できなかったプロジェクターを使い、再度基準地震動について丁寧なレクチャーをしてくれたのも、参加者に大好評でした。

□――――――――――――――――――――――

【次回口頭弁論】　１２月６日（水）
高浜 1,2 号機第 6 回＆美浜 3 号機第 4
――――――――――――――――――――――■

次回の口頭弁論は、12 月６日（水）名古屋地裁１号法廷です。

今年最後の口頭弁論も法廷いっぱいにしましょう！

10:20　名古屋地裁前ミニ集会および原告受付
10:30 頃　傍聴抽選券の配布開始　10:40 頃抽選
11:00 より　高浜原発 1,2 号機第 6 回口頭弁論
＊傍聴抽選に漏れた方は、県弁護士会館 B1 階会議室にお越しください。別企画を用意しています。
12:00 頃　昼休み（昼食は各自でお願いします）
13:00 頃　傍聴抽選券の配布開始　13:10 頃抽選
13:30 より　美浜原発３号機第４回口頭弁論
＊傍聴抽選に漏れた方は、桜華会館４階松の間にお越しください。別企画を用意しています。
14:45 ごろより　記者会見＋報告集会
＠桜華会館４階松の間

なお、この後の期日は、2018 年３月 22 日（木）高浜 1,2 号機第７回＋美浜３号機第５回口頭弁論となります。

□――――――――――――――――――――――――

【学習会】10/31 TOOLD カフェ第 3 回
司法判断の枠組みについて

――――――――――――――――――――――――■

10/31 の第 3 回 TOOLD カフェでは、弁護団の中川亜美弁護士が、原発関連訴訟での司法判断の枠組みについて解説してくれました。

私たちは 40 年廃炉訴訟で、40 年を超える運転延長を認可した規制委員会、すなわち国の行政処分が違法だったとして、処分の取消を主張しています。どんな時に私たちの主張は受け入れられるのでしょうか？

裁判官は過去の判例を参考にして判断しますが、原発については、伊方最高裁判決が引き合いに出されます。そこでは裁判所は、（１)現在の科学技術水準に照らして、（２）審査基準に不合理はないか、（３）審議の過程に看過し難い過誤、欠落がないかを審理すると述べています。

（１）現在の科学技術水準
国の主張：国際的な基準となりうるほど、確実で普遍的と認められた科学的知見。
弁護団の主張：上記のみに限らず、それに至っていないが相応の科学的合理性を持つ知見も考慮すべき。

（２）審査基準は合理的か
国の主張：深刻な災害を防止することが困難でない限り、審査基準は合理的。
弁護団の主張：どこまでの安全を求めるかは、規制委員会に決める裁量はない。決めるのは政府でもなければ、専門家でもなく、社会が決めることだ。

（３）正しく審議されているか
国の主張：必要な安全対策が取られてないことを見過ごされ、重大な事故が起こる可能性が高い場合のみアウト。
弁護団の主張：規制委の判断に過誤，欠落があればアウト。「万が一にも災害が起こらない」（←伊方最高裁判決にも書いてある）という観点から見るべき。

このように判断の枠組みについて、私たちと被告側は考え方に隔たりがあります。原告側の考えを裁判官に受け入れてもらうためには、国民の盛り上がりが必要です。これからも世論に訴えていきましょう。

国は高浜１・２号機訴訟の８月３０日付け第８準備書面「司法審査のあり方について」でこれらのことについて主張をしました。原告は、次回１２月６日の口頭弁論でこれに反論を行います。ぜひ法廷へ！

原告・被告提出の準備書面はホームページの「訴訟資料」に載せています。

□――――――――――――――――――――――――

【アピール】
デンジャラスくんが街頭で呼びかけます

――――――――――――――――――――――――

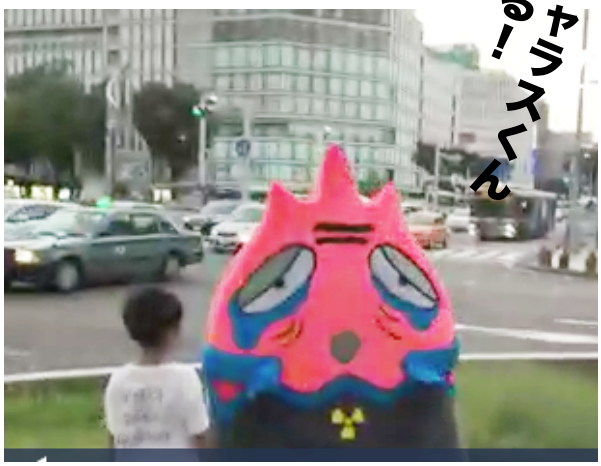

子どもたちにとって夏休み最後の日 8/31 に、私たちの訴訟のマスコット・デンジャラスくんと市民の会のメンバーが、名古屋・栄の街頭で老朽原発は廃炉にしようと訴えました。

17 時 30 分から 1 時間、栄で、市民の会の 7 人が通りかかった仕事帰りの人たちにデンジャラスくんリーフレットを手渡しました。デンジャラスくんの悲しげな姿に関心を寄せて、たくさんの人がミニリーフレットを受け取ってくれました。

その後も、時々デンジャラスくんは栄や名駅の街頭に現れています。

今後も栄中心に、デンジャラスくんのアピールを続けます。一緒に配ってくれる人募集中！次回日程などは市民の会へ問い合わせください。

ミニリーフレットは自由にお使いになれます。HP からダウンロードできます。多数必要な方は、事務局までご連絡ください。

□――――――――――――――――――――――――――
【ニュース】各地で、40 年超原発の延命に反対！！
――――――――――――――――――――――――――■

原発地元で脱原発の声を上げるのは難しいと言われています。しかし、高浜原発に隣接する福井県高浜町音海（おとみ）地区の自治会が、昨年 12 月 18 日、40 年を超える原発の運転延長に反対する意見書を採択し、関電等に提出しました。

鹿児島県いちき串木野市議会では今年 9 月 28 日、原発の運転を 40 年を超えて延長することに反対する意見書を、賛成 9 vs 反対 8 で可決しました。運転期間が 30 年をすでに超えている九州電力川内原発 1・2 号機（薩摩川内市）の 30 キロ圏内で初めてのことです。
（参考）毎日新聞鹿児島版　2017 年 9 月 28 日

すごいのは茨城県です。来年 11 月に運転開始40年を迎える日本原子力発電(原電)東海第 2 原発(東海村白方)について、運転期間の20年延長に反対する意見書を、県内44市町村のうち17 市町村議会が可決しました。廃炉や再稼働中止を求める意見書を可決した自治体も合わせると全体の 6 割の計 27 市町村議会が、東海第 2 の延命に反対していることになります。（参考）茨城新聞　2017 年 11 月 1 日

にもかかわらず、原電は延長申請を 11 月 24 日に行いました。原電は、東海原発（廃炉）と東海第２、敦賀１・２号機の４基の廃炉用資金約 1800 億円の大半を流用してしまい、廃炉費用が積み立てられていない状態に加え、東海第２の安全対策工事費に約 1800 億円かかると言われています。
住民の声を聞いて、東海第 2 を廃炉にして欲しいです。

□――――――――――――――――――――――――――
【ニュース】関電は原発の新設をもくろむ？
国の優遇策を期待？！
――――――――――――――――――――――――――■

関西電力の岩根茂樹社長は 10 月 27 日、関電本店で記者会見し、廃炉中の美浜原発 1、2 号機（美浜町）に代わる新規建設（リプレース）をしたいと述べ、原発新設への意欲を示したと報道されました。ただし、国がエネルギー基本計画に原発の新増設／建て替えの方針が明示することが前提とのこと。

ところで、岩根社長は、原発の電気も固定価格で買い取るころを期待している模様、開いた口がふさがりません！電力自由化で関電も競争にさらされ、顧客離れが進んでいるから、巨費のかかる原発建設のために優遇して欲しいと言う訳です。運転の危険性と廃棄物の問題だけ考えても原発はあり得ないのに、100 歩譲って経済原理だけ考えても、原発を安全に近づけるためにとんでもない巨費がかかるから、原発事業から撤退するのが必然です。固定価格買取制度は、原発と化石燃料をやめて、再生可能エネルギーへシフトすることを目的とする制度なのに、何が嬉しくて原発を対象にしてあげなきゃいけないのですか！（怒）

一方、岩根社長は、来年で稼働開始から 40 年になる大飯原発 1、2 号機に関して「（廃炉を決めたという）報道されたような事実は全くない」、来年 3 月末までに 40 年超の運転延長を申請する姿勢は崩しませんでした。ただ、稼働に必要な安全対策費は 1 基 2 千億円超とみられ、採算が合わなければ廃炉にする可能性があるそうです。いいかげんに諦めればいいのに！
大飯原発３、４号機の再稼働が近づいています。現地での反対アクションにご参加を！

大飯原発うごかすな！現地全国集会＆デモ
2017 年 12 月 3 日（日）13:00
おおい町総合町民センター大ホール（町役場隣）
主催　大飯原発うごかすな！実行委員会

□――――――――――――――――――――――――――
【ニュース】
データ改ざんの神戸製鋼製が原発にも！！
――――――――――――――――――――――――――■

神戸製鋼の製品のデータ改ざん問題では、これまでに福島第二原発に納入された交換用の熱冷却系統の配管の一部について寸法を測定していないのに測定したように偽装していたことや、日本原燃のウラン濃縮工場で遠心分離機に使う予定の部品 3700 点で検査データの改ざんがあったことが明らかになっています。

中日新聞
神鋼 鉄鋼でも改ざん
新たに9製品 納入500社に拡大
一部把握も公表せず

そして、神戸製鋼製の部材が、再稼働した高浜 3,4 号機、川内 1,2 号機、伊方 3 号機、さらに再稼働を予定する大飯 3,4 号機、玄海 3,4 号機にも使用されていると

報じられました。ただ、それらは現時点では不正のあった工場で造られたものではないと説明しています。しかし、神戸製鋼の不正は続々と明らかになっています。

11 月 9 日に開かれた原子力規制委員会と原発事業者との意見交換会で、規制委員会は安全上重要な部位で神戸製鋼製が使われているかどうかを聞いているのに、事業者側は、明確に報告しようとしませんでした。神戸製鋼の不正は 40 年前から行われているとの証言もあるのに、神戸製鋼は 1 年分しか調査していません。さすがの規制委員会も、彼らの報告を「非常に不満足」として、さらなる調査を求めました。その後、15 日の規制委員会で、ようやく関電、四電、九電からの文書が出され、神戸製鋼製は、原子炉容器の内張り溶接、加圧器や蒸気発生器のマンホール六角ボルト、主蒸気管のサンプル元弁、一次冷却材管、格納容器のテンドン（格納容器の設計圧力を高めるために網状に張った鋼線の束）などに使用されていると報告されました。田中知委員は神戸製鋼のシェアが高いとして燃料被覆管の調査を求め、更田委員長は福島第一原発の汚染水の溶接タンクで神戸製鋼製の溶接棒が使われていたことを挙げ、シェアも高いというから（不正が判明した）コベルコでもおかしくない、速やかにサンプル調査をして確認できないのかと求めました。しかし、規制委員会は未だ正式な文書での調査指示をしていません。

規制委員会は文書で明確に指示をすべきですし、事業者から明確な調査結果が出て安全が確認されるまでは原発を止めるべきです。

□――――――――――――――――――――――――

【福島第一原発事故損害賠償訴訟】

9/22 千葉判決、10/10 生業判決、ともに控訴

――――――――――――――――――――――――■

福島第 1 原発事故によって避難を余儀なくされたり被害を受けた人たちが全国各地で賠償請求訴訟を起こしています。名古屋地裁でも愛知や岐阜に避難した原告が闘っています。9/15 の第 13 回口頭弁論には、関西訴訟の原告の方も駆けつけ、裁判外の取り組みも広めたいと訴えがありました。

＜9/22 に千葉訴訟（千葉地裁）判決＞

千葉県に避難した 18 世帯 45 人が、東電と国に計約 28 億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、千葉地裁は 22 日、東電に対し、17 世帯 42 人に支払い済みの賠償金約 6 億 5000 万円に上積みして計約 3 億 7600 万円を支払うよう命じた一方、国への請求は退けました。原告は控訴しました。

＜10/10 に生業訴訟（福島地裁）判決＞

福島県や隣県の住民らが現行の賠償制度は不十分だとして国と東電に総額約 160 億円の損害賠償などを求めた訴訟で、10 日の地裁判決は、津波を予見できたにもかかわらず、原発事故対策を怠ったと国と東電の賠償責任を認めました。原告側は、この点を評価する一方、総額約 5 億円（1 人当たり 1 万～36 万円）という賠償額が請求と開きがあることや、福島県会津地方などへの賠償や居住地の空間放射線量を事故前の水準に戻す「原状回復」が認められなかったことなどを不服として控訴しました。

原発事故による損害がしっかりと認められるよう応援しましょう！

愛知・岐阜
東電福島第一原発事故損害賠償請求訴訟
第 14 回口頭弁論は、12 月 8 日（金）13:30
名古屋地裁 1 号法廷
お問い合わせは、福島原発事故損害賠償愛知弁護団まで。（電話）052-414-7338
http://genpatsu-aichi.org/

□――――――――――――――――――――――――

【TOOLD40 弁護士インタビュー】

堂々と裁判官に物申す、

弁護団最年少の林翔太弁護士

――――――――――――――――――――――――■

「本件原発について、火山灰に対する安全性を欠いていること、調査審議の過程に看過しがたい過誤があることは、誰の目にも明らかです。設置変更許可処分は取り消されるしか道は残されていません。裁判官のみなさまは、司法の責務を果たしていただきたい。」

9 月 6 日、弁護団の中の最年少 26 歳（当時）林翔太弁護士がこのように口頭弁論を締めくくったとき、聞いていた原告･傍聴者は感動しました。火山が噴火したとき降ると想定する火山灰の基準が「超」甘いことは、我が弁護団が 2 回に渡って説明していますが、最後に、若い弁護士が堂々と司法の責務を訴えたのです。

この人、林翔太さんが目指す弁護士には、介護士の母親の影響もあったといいます。お年寄りを介護しながら 4 人の子どもを育てた母親のいる家庭は決して裕福ではありませんでした。子どもの時にいじめにあったこともあ

りました。それでも、翔太さんは人の役に立つ仕事をしよう、弱い人たちの立場に立つ弁護士になろうと決めたのでした。母親の姿を見ていたこともあり、高齢者・労働者・子どもなど、いわゆる社会的弱者の権利を擁護する仕事に携わりたいと林さんは言います。司法修習を終えると、昨年、弁護士法人名古屋南部法律事務所に入所し、平針事務所で勤務することになりました。

そんな林弁護士が私たちの 40 年廃炉訴訟弁護団に入ったのは、弁護団長の北村栄弁護士の誘いがあったからと言います。最年少の林弁護士は、火山チームの中野弁護士・兼村弁護士の指導を受けて、火山灰の厚さ・空気中濃度の過小評価、さらに非常用のディーゼル発電機が常に２台健全に機能できないことを再度訴えました。それでも運転を認可したことは、あまりにも明白な間違いだという主張が、裁判官に届かないはずがないでしょう。林弁護士には、今後も若い力を発揮して活躍されることを期待します。

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】 2017 年度の会費納入をお願いします

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2017 年度も引き続きご支援をお願いします。

会費は 2,000 円/年です。原告の方からは「原告費用」として１万円をいただいております。これは、裁判所へ納入する印紙代・切手代等となります。それとは別に、「40 年廃炉訴訟市民の会」への会員登録（会費 2,000 円/年）・カンパによって訴訟のご支援をいただきますようお願い申し上げます。
2017 年度会費納入済みの方は、封筒の宛名に★印がついています。

【ゆうちょ銀行】
口座番号：００８１０-０-１５３７４８
口座名義 ：40 年廃炉訴訟市民の会
（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）
【他銀行から】
金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）
店番号：０８９
当座預金
店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）
口座番号：０１５３７４８
※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

デンジャラスくんNo.3 廃炉貯金

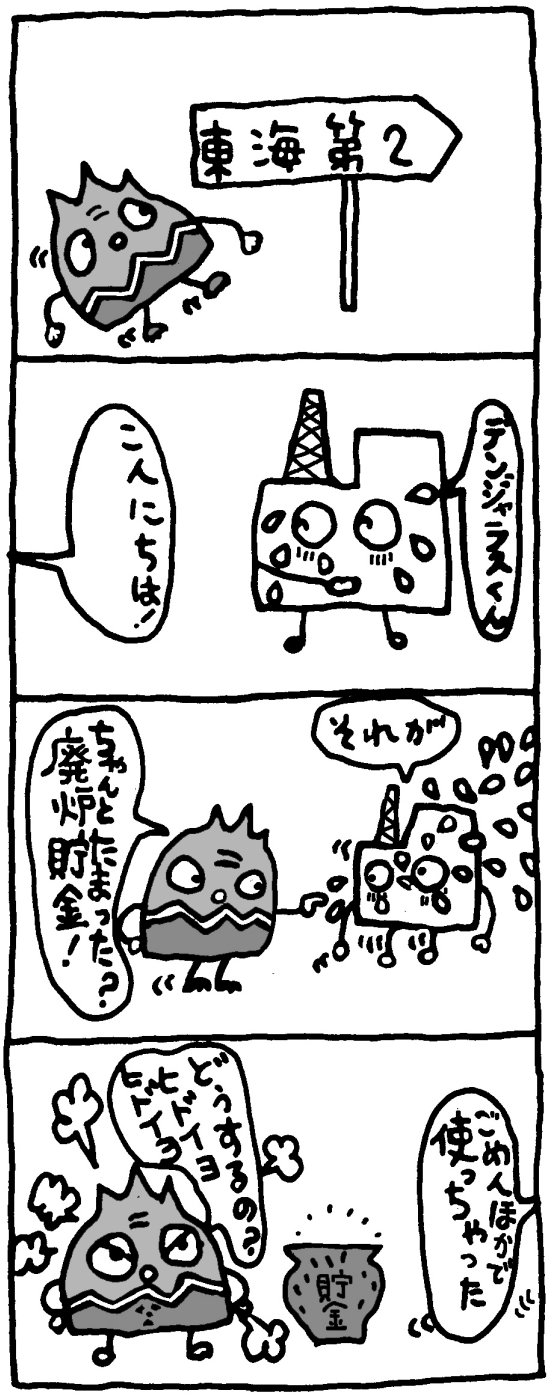

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com
HP：http://toold-40-takahama.com/people/
Facebook page：https://goo.gl/H6j31H
Twitter：https://twitter.com/toold40nagoya

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発４０年廃炉訴訟市民の会